

最高 雑費。 葬儀費用。 平素計費
S、 喪儀費用

本工 二十日付 葬工 十五日付 嫁夫 十日付

上、 養費（嫁衣、日食）を令儀に別り

云々を養費給會の養費に別り國庫補助に云々の云々。

云々の云々の遊藝會を養費に別り儀具補助員が云々の不備を

六月三十日本館に別りる直會に工費支出に六月二日親來

附に別りて其の補を給會に養費に別りて。

日該自重する云々國庫補助に別りて。

五月二十八日養費會外養費補助に別りて。

養費に別りて養費會外養費補助に別りて。

養費に別りて五月二十日果急委員會を附給補助の結果文

宗儀具給日遊藝會を附給補助に別りて。

法人 謝賜會福岡出張所

法人 協調會福岡出張所

3、 物價手當

一 扶養をくべき親又は子弟二人以上の同居者を有する者
に對し最高日當拾六錢を支給

二 扶養を受くべき親又は子弟一人以上二人迄を有する家
族は日當拾壹錢を支給

三 扶養を受くべき家族なく夫婦暮の者に對しては日當七
錢を支給

四 獨身者に對しては日當五錢を支給